

条例第 31 号

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 9 月 26 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

宇和島市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長～4 市長（略）			1 市長～4 市長（略）		
5 市長	地方税法（昭和25年法律第26号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税	生活保護関係情報であって規則で定めるもの	5 市長	地方税法（昭和25年法律第26号）その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年法律第3号）による地方税若しくは森林環境税の賦課徴収又は地方税若しくは森林環境税に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	生活保護関係情報であって規則で定めるもの
		国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの			国民健康保険関係情報であって規則で定めるもの
		後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの			後期高齢者医療関係情報であって規則で定めるもの
	の賦課徴収又は地方税	介護保険関係情報であって規則で定めるもの			介護保険関係情報であって規則で定めるもの
	に関する調査（犯則事件の調査を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの	障害者関係情報であって規則で定めるもの			障害者関係情報であって規則で定めるもの
		外国人生活保護関係情報			外国人生活保護関係情報

	の	であって規則で定めるもの		の	であって規則で定めるもの
6 市長～11 市長（略）			6 市長～11 市長（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。